



帯行政第22号

平成29年8月15日

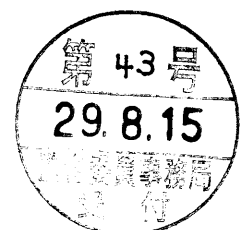
帯広市監査委員 林 伸 英 様
同 秋 田 勝 利 様
同 鈴 木 仁 志 様

帯広市長 米 沢 則 寿
(総務部行政推進室担当)



監査の結果に対する措置の通知について

平成29年3月28日付帯監査第93号において報告のありました平成28年度行政監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知いたします。



| 監査指摘 | 措置状況 |
|--|--|
| <p>行政財産の目的外使用許可について監査した結果、条例等に基づき、おおむね適正に行われていることが認められました。</p> <p>しかしながら、本市における行政財産の目的外使用許可は、更新の割合が約9割にのぼり、繰り返し使用許可している状況のなか、行政財産使用料の調定が遅れているものや、電気料金等の加算料金の算定を誤っているものが見受けられました。</p> <p>これは、決裁過程での確認行為不足や前例踏襲により事務処理を行っていたことが要因の一つであると考えます。</p> <p>今後におかれましては、行政財産は地方公共団体の行政目的を達成するため利用されるべき貴重な財産であるという認識のもと、適正な事務執行はもとより、行政財産本来の用途や目的を妨げない範囲で、有効活用に向けた取組を推進されますよう期待いたします。</p> | <p>今回の行政監査では、行政財産の目的外使用許可について、条例等に基づき、おおむね適正に行われているものの、一部に事務の遅れや誤りがあったことから、適正な事務執行を図ることはもとより、更なる行政財産の有効活用に努めていくことが必要であるとの結果でした。</p> <p>多くの指摘があった使用料や加算料金の算定及び徴収については、算定基準や納期限の設定、事務の遅延や督促漏れなどを防ぐために、各課及び各施設において情報共有を行い、チェック体制や確認方法の見直し等を行いました。</p> <p>行政財産の目的外使用許可について、今回の行政監査で指摘のあった事項について、今後も継続的に各課・各施設で改善や検討を進め、適切な事務の執行に努めていきます。</p> |